

技術認定制度規則 施行細則

子宮鏡（更新申請）

【I】技術認定更新要件

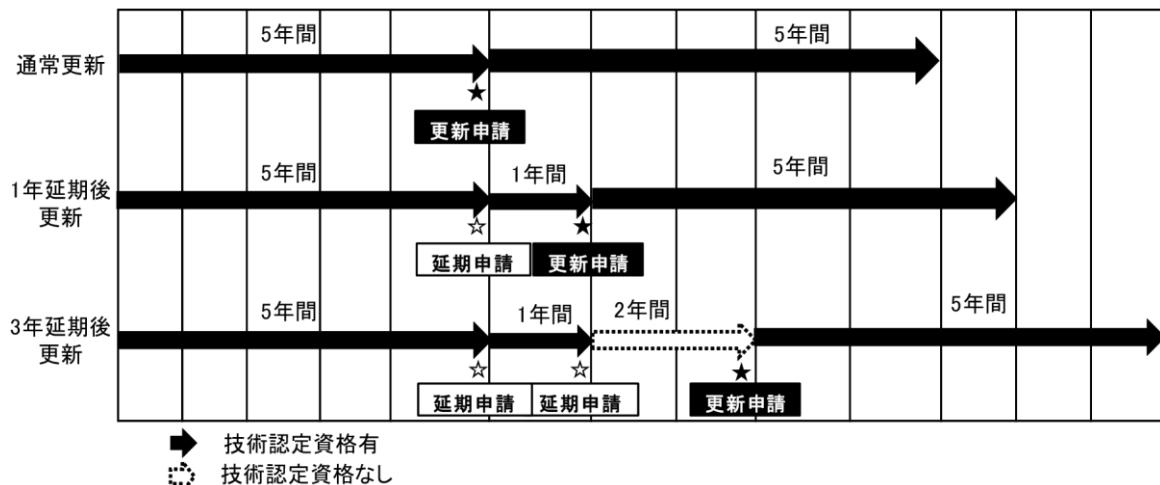
- (1) 技術認定更新を申請する者は次に定める要件をすべて満たす必要がある。
- 1) 技術認定を取得してから5年が経過し、現在子宮鏡手術に従事していること。
 - 2) 本学会会員であり、会費を継続して納入していること。
 - 3) 申請から遡って過去5年間に以下の①～④のすべてを満たしていること
 - ① 術者または指導者として子宮鏡手術の経験を有する。
必要点数：1件1点とし 30点以上
 - ② 学会参加（1回2点のものと1回1点のものがある）。必要点数：5点以上
 - ◆ 1回2点
 - ✧ 学会：日本産科婦人科内視鏡学会学術講演会^{*1}、日本産科婦人科学会総会、日本内視鏡外科学会総会、日本産婦人科手術学会学術集会、ISGE、AAGL、APAGE、ESGE
 - ✧ 研修会セミナー：拡大学術研修会^{*1}、実技研修会・学術研修会・コンセンサスミーティング、日本内視鏡外科学会主催教育セミナー ただし、実技研修会（生体を使用したもの）、日本内視鏡外科学会教育セミナーは2023年度以前の受講分についてのみ認める。
 - ✧
 - ◆ 1回1点
 - ✧ 学会：日本生殖医学会他（内視鏡に関連した演題発表を聴講したもの）
 - ④ 内視鏡手術に関する学会発表^{*2}・論文発表^{*2}・論文査読^{*3}。
 - *2：学会発表は共同演者、論文発表は共著者でも可。
 - *3：査読の実績は、日本産科婦人科内視鏡学会雑誌投稿論文の査読に限り、論文査読2編以上の実績は、学会発表1回、または論文発表1回のいずれかに相当する。なお、査読実績を更新要件として提出の場合には、査読実績証明書発行を事務局へ依頼し、J-STAGE上の査読実績記録データと共に提出すること。

必要点数：1点以上

- ◆ 学会発表 国内学会：1回1点 国際学会：1回2点
(抄録を提出する)
- ◆ 論文発表 国内誌：1編2点 国際誌：1編4点
(別刷りまたはコピーを提出する)
- ◆ 論文査読：日本産科婦人科内視鏡学会雑誌投稿論文の査読1編以上：1点

- (4) 本学会調査普及（合併症）アンケートに回答していること

- (2) 特例として、産休、留学、病気療養等で臨床を中断したものは、更新申請を延期することができる。延期願いは、当該年度に本人が申請し、技術認定制度委員会で審査する。期間は原則として1年とする。（延期中は技術認定医として扱い、学会ホームページの技術認定医リストからも削除しない）
- (3) 延期願いに記載された期限までに更新要件が整わない場合、技術認定医の資格は喪失する（技術認定医として扱わず、学会ホームページの技術認定医リストからも削除する）が、不足の要件を満たした上で2年内に更新申請を行えば審査の対象とする。
- (4) 定款第13条に規定される休会中のものは、2)を満たさないため更新申請ができない。
- (5) 資格喪失期間が2年を超えた場合は、更新申請を受け付けない。但し、新規申請は妨げない。<更新の流れ>



- (6) 更新審査更新審査は、書類による審査と動画による審査からなる。
動画による審査は新規申請と同様な手順で行うが、要件をみたせば免除される。
- (7) 動画審査免除条件
- 1) 子宮鏡手術の経験数：30点、内視鏡手術関係の学会参加：5点、内視鏡手術に関する発表：1点を満たし、合計が80点以上。
 - 2) 上記1)の条件を満たし、かつ申請術式は子宮鏡手術であること。
- (8) 技術認定医更新の例外条件
- 1) 腹腔鏡技術認定医資格と子宮鏡技術認定医資格を併せ持つ者は、両者の更新時期を同時に目的のためにだけ、一回のみ子宮鏡技術認定資格更新を5年未満で行うことができる。
それ以外の目的や理由で更新を早めることはできない。
 - 2) 更新に必要な点数は、前回の更新から遡って2年以内の場合は40点以上、3年内の場合は48点以上、4年以内の場合は64点以上とする。
 - 3) 更新時期を5年未満で行うことが出来るのは動画審査が免除される場合のみとする。
- 2)に記載のあるいずれの年限で更新する場合においても【I】(1) ③) ②学会参加点数5点以上、③学会発表、論文発表、論文査読の点数1点以上、④本学会調査普及（合併症）アンケートに回答している、という条件は満たさなければならない。

【II】申請手続き

- (1) 事前登録期間 : 毎年12月1日より1月末日 (動画審査免除の場合は不要)
- (2) 本申請受付期間 : 毎年2月1日より2月末日 (必着)
- (3) 審査手数料 : 30,000円 (動画審査免除の場合 20,000円) 更新申請の審査費用はいかなる理由があっても返却しない。
受付期間末日までに下記へ振込むこと。
◆ 審査手数料振込先 ◆
三菱UFJ銀行 六本木支店 普通預金 0438765
シヤ) ニホンサンカフジンカナイシキヨウガツカイ ニンティイジギヨウ注 : 振込登録には、必ず学会会員番号、氏名の順に明記すること。
- (4) 本申請の前に事前登録を本法人ホームページより行い、申請登録番号を取得する (動画審査免除の場合は不要)。申請に必要な提出書類・動画はオンラインで提出する。直接の事務局への提出は受け付けない。

【III】提出書類・提出書類・提出症例動画

- (1) 提出書類
 - 1) 技術認定申請書・履歴書 (子宮鏡 様式第4号)
注1 : 調査普及(合併症)アンケートに回答していることが必須である。
 - 2) 技術認定制度申請書チェック用紙 (子宮鏡 様式第4号) 申請チェックリストに自らの必要な書類が含まれているかどうか確認し、申請前にチェックした上で提出すること。
 - 3) 臨床実績、学会参加実績 (子宮鏡 様式第5号)
 - ① 臨床実績
内視鏡手術臨床従事期間は、技術認定開始から今回の申請までの期間を記載。
 - ② 学会参加実績
技術認定開始から今回の申請までの期間に参加した学会を参加年月日順に記載。
 - 4) 手術実績一覧 (子宮鏡 様式第6号)
 - ① 術者 (執刀者または指導者) として経験した子宮鏡手術 (保険収載されているもの) 30例以上記入。動画審査免除を希望する場合は必要に応じて追加で記入すること。
注 : MEAは手術実績として認められない。
 - ② 手術名は、子宮鏡下・・・の様に明記する。なお英文表記は可とする。
 - ③ カルテ番号は個人情報保護の観点から、下2桁は、○○の様に記載する。
 - ④ 非常勤の施設で経験した内視鏡手術の症例も含めて記載可。従ってここでの施設名は履歴書における研修施設と一致しなくてもよい。
 - 5) 学会発表一覧 (子宮鏡 様式第6号) 筆頭演者または共同演者としての内視鏡手術に関する学会発表を1題以上記入 (抄録集のある学会)。発表者名は全員記載し、学会名・開催地・年月日は正確にすべて記載し、記入した学会発表の学会発表抄録コピーを1部提出。学会発表内容は、技術認定規則第14条に則り、技術認定制度委員会により審査される。
*投稿段階の保存電子ファイル等を印字したものは不可。但し、発表された証となるプログラムのコピー提出があれば可。

6) 研究論文一覧（子宮鏡 様式第6号）筆頭著者又は共著者としての内視鏡手術に関する研究論文を記入。著者名（全員）・論文題名・雑誌名・年；巻：頁一頁は正確に記載。記入した研究論文についてそれぞれ別刷またはコピー*を提出。論文は査読の証明がある医学雑誌に掲載されたものとする。論文内容は、技術認定規則第14条に則り、技術認定制度委員会により審査される。

*投稿段階の保存電子ファイル等を印字したものは不可。

7) 提出症例動画提出用症例レポート（子宮鏡 様式第6号）

*動画審査が免除される場合は提出不要更新申請用と審査用の2種類を記載し、更新申請用1枚、審査用3枚を提出する。すべての症例レポートに申請登録番号を記入する。最終的な病理診断を記載すること。

8) 技術認定申請者承諾書と病院承諾書 注：患者承諾書は病院保管とし提出しない。

*動画審査が免除される場合は提出不要

*提出書類の内容不備について提出書類内容の不足・不備、動画条件の不備のある場合は程度に応じて不合格になる可能性があることに留意すること。内容不備については事務局からEメールで確認の問い合わせをする可能性があるため、Eメールでの連絡に関しては確実に受着信が出来るアカウントを使うこと。事務局からの問い合わせに対し5営業日内に返信がない場合には、その書類は内容不備とみなす。

注意：動画提出用症例レポートは以下の注意事項に従うこと。

注1：症例の背景、術式などが理解しやすいように400字以上800字以内に纏めて記載し、必要に応じて図表を貼付する。提出症例動画については子宮鏡下子宮筋腫摘出術を行った症例とし、長径が2cm以上であることが推奨される。MEA、組織粉碎吸引法（シェーバーなど）は動画審査対象に含まれない。

注2：証明者の欄には、申請者本人が術者として症例の手術を担当していることを証明できる者の所属・職およびサインを記入すること。手術に参加した助手<医師>・麻酔科医・看護師・臨床工学技士のうち1名。

注3：症例レポートと追加資料をすべて記載して提出すること。

（2）提出書類

2023年度よりオンライン提出とする。

（3）提出症例動画

提出症例動画提出方法と動画作成における注意事項

1) 申請時点より12ヶ月以内に行った子宮鏡下手術の動画をオンライン提出。
Q&A参照する。

2) 匿名での審査を担保するため、動画の録画内容に申請者・助手・施設・患者が推察される情報を入れないこと。これら情報が入っている場合には審査対象外となる。

3) 動画の未編集とは、ヒステロレゼクトスコープ挿入から、止血などを確認しスコープ抜去までの全手術経過を記録したものという。

4) 体外操作時の録画一時停止は編集と見なされ、評価不能となり不合格となることがあるので注意すること。（過去の評価を鑑みて、体外操作についても進捗が分かる程度の映像を撮影しておくことが望ましい。）

5) 施設等の規定として撮影している患者 ID／カルテ・画像・術者の顔などについてのカット編集は編集とは見なされないが、手術操作中にこれら情報が入っているものは審査対象外となるため留意すること。その場合、カット編集、または施設名を消すなどの行為を行った旨を動画提出用症例レポートに記載すること。

*提出にあたっての動画フォーマット変更も編集とは見なされない。

【IV】認定更新審査に関する注意事項と本細則の変更

(1) 審査結果について技術認定制度委員会は、委員会および理事会にて承認された審査結果の見直しは一切行わない。また、審査内容に関する質問も一切受け付けない。

(2) 申請書類提出宛先および問い合わせ先

1) 書類提出 日本産科婦人科内視鏡学会ホームページを参照しオンライン提出とする。

2) 問い合わせ先 一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町2 三番町KSビル (株)コンベンションリンクエージ内

TEL : 03-3263-8697 E-mail: jsgoe@secretariat.ne.jp

(3) 本細則の変更

本細則の変更にあたっては技術認定制度委員会にて決定し、理事会、社員総会に報告する。